

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第十二条、第二十一条関係） 一〇六十一（略） 六十二 2・エチル・5・メチルピラジン 六十三 5・エチル・2・メチルピラジン 六十四〇百七十二（略） 百七十三 2・6・ジメチルピラジン 百七十四 2・6・ジメチルピラジン 百七十五〇四百十三（略）	別表第一（第十二条、第二十一条関係） 一〇六十一（略） 六十二 2・エチル・5・メチルピラジン 六十三〇百七十一（略） 百七十二 2・6・ジメチルピラジン 百七十三〇四百十一（略）